

3 土木設計業務等検査技術基準（案）

土木設計業務等検査技術基準（案）

（目 的）

第1条 この技術基準は、土木交通部委託業務監督・検査要領第18の規定に基づき、土木交通部の所掌する設計業務等の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（検査の内容）

第2条 検査は、業務の成果物を対象として、契約図書に基づき、業務の遂行に求められる専門技術力、コミュニケーション力、および業務の成果物の品質について適否の判断を行うものとする。

（専門技術力の検査）

第3条 専門技術力の検査は、打合せ・協議、検討項目・検討手法、発揮した技術力等に関する記録と、契約図書とを対比し行うものとする。

（コミュニケーション力の検査）

第4条 コミュニケーション力の検査は、打合せ・協議、説明内容、プレゼンテーション等に関する記録と、契約図書とを対比し行うものとする。

（成果物の品質の検査）

第5条 成果物の検査は、目的の達成度、とりまとめの的確性、ミスの有無等と契約図書とを対比し行うものとする。

（業務成績の評定）

第6条 検査によりその完成を確認した設計等成果は、原則として滋賀県委託業務等成績評定要領（別紙-1業務成績表評定のポイント参照）により評定を行うものとする。

（修補の指示）

第7条 設計業務等の成果について、修補の必要があると認めた場合は、受注者に対して、期限を定めて修補の指示をするものとする。

業務成績表評定のポイント

項 目		関係図書	内 容
1	専門技術力	検討項目・検討手法 契約図書、 業務計画書、 打合せ記録簿	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書等の設計図書との整合 ・目的に適した検討手法 ・検討項目間の整合 ・新技術の活用
	十分な技術力	契約図書、 業務計画書、 打合せ記録簿	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準、マニュアル等の理解度 ・業務内容に適合した技術力 ・発注者の指示に対する対応 ・新たな技術への対応
2	コミュニケーション力	打合せ記録簿、 その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・質問に対する的確な回答 ・論理的な説明 ・相手の理解度に応じた説明 ・他のメンバーによる補足説明
3	成果物の品質	目的の達成度 打合せ記録簿、 成果物、 その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書に規定された項目を全て網羅 ・指示事項の全てを網羅 ・目的に適合した成果 ・難易度の高い業務に対する成果
	的確なとりまとめ	打合せ記録簿、 成果物、 その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・検討項目、指示事項の網羅 ・文書表現 ・記載方法の創意工夫 ・重要な点の理解のしやすさ
	ミスの有無	打合せ記録簿、 成果物、 その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・重大なミスの有無 ・軽微なミスの有無